

	新	旧
変 更 の 内 容	<p>特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク定款</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 啓発・出版事業</p> <p>⑧ 略</p> <p>(2) その他の事業</p> <p>① チャリティ事業</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>第6条～第24条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>第26条～第28条 略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第31条～第33条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。</p> <p>第35条～第37条 略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p>	<p>特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク定款</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 啓発事業</p> <p>⑧ 略</p> <p>第6条～第24条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>第26条～第28条 略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第31条～第33条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。</p> <p>第35条～第37条 略</p> <p>(表決権等)</p> <p>第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p>

	新	旧
変 更 の 内 容	<p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>3～4 略 (議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第40条 略 (資産の区分)</p> <p>第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</p> <p>― (資産の管理)</p> <p>第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (会計の区分)</p> <p>第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</p> <p>― (事業計画及び収支予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支計算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 略 (事業報告及び収支決算)</p> <p>第47条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>2 略 (1)～(3) 略</p>	<p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3～4 略 (議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第40条 略 (資産の管理)</p> <p>第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (事業計画及び収支予算)</p> <p>第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支計算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 略 (事業報告及び収支決算)</p> <p>第45条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>2 略 (1)～(3) 略</p>

	新	旧
<p>変更の内容</p>	<p>(解散)  <u>第51条</u> この法人は、次に掲げる事由により解散する。  (1)～(4) 略  (5) 破産手続開始の決定  (6) 略  2～3 略  (残余財産の帰属)  <u>第52条</u> この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、社会福祉法人子どもの虐待防止センターに帰属させるものとする。  (合併)  <u>第53条</u> この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。  (公告の方法)  <u>第54条</u> この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  (細則)  <u>第55条</u> この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p><u>附則</u>  この定款は、平成 年 月 日から施行する</p>	<p>(解散)  <u>第49条</u> この法人は、次に掲げる事由により解散する。  (1)～(4) 略  (5) 破産  (6) 略  2～3 略  (残余財産の帰属)  <u>第50条</u> この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社会福祉法人子どもの虐待防止センターに帰属させるものとする。  (合併)  <u>第51条</u> この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。  (公告の方法)  <u>第52条</u> この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  (細則)  <u>第53条</u> この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p>